

令和8年度

クリーンセンター西土佐 水槽内清掃業務

四 万 十 市

本仕様書は、四万十市が業務委託する、クリーンセンター西土佐の「水槽内清掃業務」に適用する。

(目的)

- 1 本業務は、クリーンセンター西土佐(し尿処理施設)内の水槽内部を清掃・点検し、長期にわたり堆積した沈砂及びし渣の収集・運搬・処分を行い、後段機器の本来の性能を発揮できるようにするものである。

(業務名称)

- 2 本業務の名称は次のとおりとし、書類等の表題にはこれを使用すること。

令和8年度クリーンセンター西土佐 水槽内清掃業務

(業務履行場所)

- 3 本業務の履行場所は、次のとおりとする。

高知県四万十市西土佐茅生2番地 クリーンセンター西土佐

(法令等の遵守)

- 4 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の各種法令を遵守すること。

(清掃・点検の実施日)

- 5 本業務のうち清掃・点検の実施日は次のとおりとする。

令和8年9月19日(土)

(処分場所)

- 6 処分場所は一般廃棄物処理施設とし、処分を計画する一般廃棄物処理場の名称及び所在地を、別紙にて添付すること。

(打合せ等)

- 7 受託者は、仕様書に基づき、契約締結後、本市監督職員と打合せを行い、工程及び施工方法等を決定し、業務に着手すること。

(安全管理)

- 8 本業務遂行に際し、他機械設備が稼動中にあるため、安全対策の打合せを十分に行い、作業員に対しても安全教育を行うと共に、現場の巡視並びに整理整頓の徹底を行うこと。

(業務対象)

- 9 本業務の対象は、次のとおりとする。

(1) 受入槽

(2) 沈砂槽

(3) 浄化槽汚泥仮受槽

(業務仕様)

- 10 本業務における仕様は、次のとおりとする。

(1) 水槽仕様

1) 水槽仕様

• 受入槽 2槽

(1) 形式	鉄筋コンクリート水密密閉構造	
(2) 計画容量	し尿用	4.2 m <sup>3</sup> 以上×1槽
	浄化槽汚泥用	4.2 m <sup>3</sup> 以上×1槽
(3) 有効容量	し尿用	10.5 m <sup>3</sup> ×1槽
	浄化槽汚泥用	10.5 m <sup>3</sup> ×1槽
(4) 寸法	し尿用	1.4mW×3.0mL×2.5mH
	浄化槽汚泥用	1.4mW×3.0mL×2.5mH

• 沈砂槽 2槽

(1) 形式	鉄筋コンクリート水密密閉構造	
(2) 計画容量	し尿用	0.27 m <sup>3</sup> 以上×1槽
	浄化槽汚泥用	0.14 m <sup>3</sup> 以上×1槽
(3) 有効容量	し尿用	1.09 m <sup>3</sup> ×1槽
	浄化槽汚泥用	1.09 m <sup>3</sup> ×1槽
(4) 寸法	し尿用	1.2mW×1.4mL×0.45mH
	浄化槽汚泥用	1.2mW×1.4mL×0.45mH

• 浄化槽汚泥仮受槽 1槽

(1) 形式	鉄筋コンクリート水密密閉構造	
(2) 計画容量	浄化槽汚泥用	69.03 m <sup>3</sup> 以上×1槽
(3) 有効容量	浄化槽汚泥用	203.7 m <sup>3</sup> ×1槽
(4) 寸法	浄化槽汚泥用	6.25mW×9.1mL×3.7mH

(2) 発生汚泥量

ア し尿受入槽・浄化槽汚泥受入槽	1.00 m <sup>3</sup>
イ 沈砂槽	1.5 m <sup>2</sup> ×1.0m=1.50 m <sup>3</sup>
ウ 浄化槽汚泥仮受槽	55.0 m <sup>2</sup> ×0.30m=16.50 m <sup>3</sup>
発生汚泥量の合計	1.00 m <sup>3</sup> +1.50 m <sup>3</sup> +16.50 m <sup>3</sup> =19.0 m <sup>3</sup>
計	19.00 m <sup>3</sup>

(業務内容)

11 本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 清掃日までに、貯留槽の液位を下げ調整する。(施設側作業)
- (2) 全てのマンホールを開け、送風機により換気する。
- (3) 槽内のアンモニア・硫化水素濃度を測定し、適正酸素濃度を確認する。

- (4) 強力吸引車により、沈砂及びし渣の清掃を行う。
- (5) 清掃後水洗い・槽内点検(塗装はがれ・曝気配管など)実施
- (6) 工事担当者の立会い検査を実施する
- (7) 沈砂・し渣を一般廃棄物処分場へ運搬し、処分する。
- (その他)

12 その他注意事項等は次のとおり。

- (1) 配管や弁類の切替等の作業については、本市監督職員と打合せを行ってからその指示に従うこと。
- (2) 重量物をクレーン等吊上げ装置を使用して搬入する時は、手や足が挟まれないよう、荷下には決して入らないこと。
- (3) 業務の実施時期は本市監督職員と協議して決定すること。
- (4) 各設備の運転については、他の設備に悪影響を及ぼすことがあるので受託者の単独で設備を操作しないこと。
- (5) 原則として本業務に使用する電気、水道等は無償とする。
- (6) 本業務において、し尿処理場内の構造物等に損傷、又は支障を及ぼした場合、受託者の責任において、速やかに現状復旧すること。
- (7) 本業務について質疑が生じた場合、本市監督職員と協議すること。
- (8) 仕様書に明記されていない事項であっても、必要と思われる事項は受託者の負担において処理すること。

委託業務名等: クリーンセンター西土佐 水槽内清掃業務

【位置図(1/50,000)】



【位置図(1/2,500)】





